

# 新型コロナウイルス支援制度ガイドブック

飯山市

第1版 令和2年4月28日

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止対策として、外出自粛や施設の使用停止（休業）を求めるとともに、3つの密をさけること等を要請してきました。

このような中、収入の減少等の影響が出てきており、新型コロナウイルス感染症対策として収入減少対策、経済対策等の様々な対策がとられてきております。

本ガイドブックにおきましては、それら国、県、市等における支援制度をまとめたものとなつておりますのでご活用ください。

#### 改定履歴

日付	改定内容
令和2年4月28日	初版発行

## 目 次

### (収入が大きく減ったとき)

●特別定額給付金（仮称）事業	1
●持続化給付金（仮称）	1
●傷病手当金	2
●生活福祉資金貸付制度（特例貸付）	2
●公共料金の支払期限の延長	3
●納税の猶予や減免	4
●後期高齢者医療保険料の減免	5
●国民健康保険一部負担金の猶予及び減免	5
●国民年金保険料の減免	5
●休業手当	6
●飲食店のテイクアウトで「期限付酒類小売業免許」	6

### (子どもが休校で働けないとき)

●学校等休業助成金・支援金	7
---------------	---

### (親の収入が激減し学費や仕送りが不安)

●修学支援新制度	8
●小中学校児童生徒就学援助制度	8

### (住宅支援)

●市営住宅への一時入居	9
●市営住宅の家賃減免	9
●住居確保給付金	10

### (事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策)

●【相談窓口】新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口（事業者向け）	11
●【資金繰り支援（飯山市）】飯山市制度資金融資（新型コロナウイルス感染症対策・運転資金）	11
●【資金繰り支援（長野県）】経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）	12
●【資金繰り支援（長野県）】長野県新型コロナウイルス感染症対応資金（創設予定：補正予算成立後）	12
●【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】新型コロナウイルス感染症特別貸付	12
● 新型コロナウイルス対策マル経融資	13
●【資金繰り支援（商工中金）】危機対応融資	13
●【給付金（飯山市）】飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業	14
●【雇用維持】雇用調整助成金	14

※市民の方向け相談窓口 ······ 15

## ●収入が大きく減ったとき

制度の名称	<b>特別定額給付金（仮称）事業</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大で、政府は、収入が減少した世帯へ一律で1人あたり10万円の給付を行い家計への支援を行う。</p> <p>1 納付対象者 基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている方。 外国人の方も対象。 ただし、短期滞在者、不法滞在者、住民基本台帳に記録されていない方は対象外。</p> <p>2 納付額 給付対象者1人につき10万円</p> <p>3 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主</p> <p>4 申請と給付の方法 ・市は、受給権者に対し給付金の申請にあたり必要となる申請書を郵送。 ・申請方法は、 ① 申請書類の郵送 ② 国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請 やむを得ない場合は、窓口で申請受付 ・給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みとする。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市役所 庶務課 0269-62-3111</li> <li>・総務省コールセンター 03-5638-5855 対応時間 9:00~18:30(土、日、祝日を除く)</li> </ul>

制度の名称	<b>持続化給付金（仮称）</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>●フリーランスを含む個人事業主などが、外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、売り上げが大きく落ち込んでしまった時には、「持続化給付金」（仮称）があります。</p> <p>【返済の必要はありません】 この制度では、返済の必要がない給付金を受け取ることができます。ことし1月から12月までのいずれかの月に、売り上げが去年の同じ月に比べて半分以上減少していることが条件です。</p> <p>支給額は売り上げの減少に応じた算出方法で決まります。</p> <p>【個人事業主は最大100万円】 フリーランスを含む個人事業主の場合は、上限は100万円です。</p> <p>法人の中小企業や小規模事業者の場合は、上限は200万円です。</p> <p>窓口が混雑するのを避けるため、原則としてネットを通じて申請してもらう方向で調整していく、国は5月の大型連休明けの給付開始を目指しています。</p>
お問い合わせ	中小企業金融・給付金相談窓口 電話番号 0570-783183（平日・休日 午前9時～午後5時）

制度の名称	<b>傷病手当金</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>企業などで働く人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休み、収入が得られなくなったりした場合には「傷病手当金」を受け取れます。</p> <p>【4日間以上仕事を休んだときに】      「傷病手当金」は、けがや病気で4日間以上仕事を休み、その間の収入が無くなったり十分な収入が得られなくなったりした場合に公的医療保険から受け取れる手当てです。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した場合ももちろん対象となりますが、検査で確認されていなくても感染が疑われる症状があるために自宅で療養したという場合も受け取れます。</p> <p>【支給の対象は】      厚生労働省は新型コロナウイルスの感染拡大を受けた措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。</p> <p>ただし、職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならなければ対象なりません。</p>
お問い合わせ	<p>申請は通常、勤務先を通じて行います。制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせて下さい。どの公的健康保険に加入しているかはみなさんが持っている保険証に記されています。</p> <p>※飯山市国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者を対象とした新型コロナウイルスに関連する傷病手当金は現在検討中です。</p> <p>⇒飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111（内線153、154）</p>

制度の名称	<b>生活福祉資金貸付制度（特例貸付）</b>
支援の種類	貸付
概要	<p>新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活資金でお悩みの方々に向けて、「生活福祉資金貸付制度」では特例貸付、要件の一部拡大を実施しています。</p> <p>相談・申請は飯山市社会福祉協議会、審査・貸付決定・送金は長野県社会福祉協議会が行います。</p> <p>(1) 緊急小口資金（特例貸付）</p> <p>■対象者  <u>新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u></p> <p>■貸付上限額      原則 10万円以内（ただし、世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等、要介護者、臨時休業した学校に通う子ども、個人事業主等がいること等のため生活に要する費用が不足する場合、世帯員が4人以上いる場合は20万円以内）</p> <p>■据置期間      ■償還期間      ■貸付利子・保証人  <u>1年以内</u>      <u>2年以内</u>      無利子・不要</p> <p>■用意いただくもの      ・本人確認できる書類（運転免許証等の身分証明書）      ・振込口座が確認できる通帳等      ・申込者の印鑑      ・収入減少がわかるもの（給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの）</p> <p>(2) 総合支援資金（生活支援費の要件一部拡大）</p>

	<p><b>■対象者</b>  <u>新型コロナウイルスの影響を受け、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u></p> <p><b>■貸付上限額</b>          (単身世帯) 月 15 万円以内 (複数世帯) 月 20 万円以内 ※貸付期間：原則 3 月以内</p> <p><b>■据置期間</b> 1 年以内 <b>■償還期間</b> 10 年以内 <b>■貸付利子・保証人</b> 無利子・不要</p> <p><b>■持参いただくもの</b>          飯山市社会福祉協議会に事前確認してください。</p> <p><b>■その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークへ通う等、求職活動を行うことが要件となります。</li> <li>・失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は貸付を受けることができる方は原則対象外です。</li> </ul> <p><u>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急小口資金特例貸付は原則郵送による申込みとさせていただきますので以下の手順をご確認ください。なお、不明点等は下記までご連絡ください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①長野県社会福祉協議会のホームページ「ふれあいネット信州」を検索し、「生活福祉資金特例貸付」のバナーから申込書等をダウンロードし、必要事項の記入、必要書類の用意をする</li> <li>②申込書等を飯山市社会福祉協議会へ郵送する</li> <li>③飯山市社会福祉協議会より、電話の連絡が来る</li> <li>④書類に不備等なければ申込み完了（※この時点で貸付が決定となるわけではありません）</li> </ol>
お問い合わせ	<p>詳しくは最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市社会福祉協議会 0269-62-2840</li> <li>・長野労働金庫 中野支店 0269-26-0222 (緊急小口資金のみ)</li> </ul>

制度の名称	<b>公共料金の支払い期限の延長</b>
支援の種類	<p>納期延長</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払い期限を延長することもできます。いずれも、申し出が必要です。</p> <p><b>【電気・ガス料金 1か月延長】</b>          大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を 1 か月延長する対応をとっています。</p> <p>また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが停められることがないよう、政府は柔軟な対応を電気事業者に要請しています。詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。</p> <p><b>【電話料金 5月末まで延長】</b>          NTT、KDDI、ソフトバンクの通信大手 3 社は、2 月末以降の支払いとなっている携帯電話や固定電話の料金について、5 月末まで支払い期限を延長しています。</p> <p>いずれも対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が大きく減った人や、感染が確認されるなどして外出が難しく通常の支払いの手続きができない人などです。</p> <p>各社は、今後の状況を見てさらに期限を延長する可能性もあるとしています。詳しくは契約している通信事業者にご相談ください。</p> <p><b>【水道料金・下水道使用料について】</b>          市役所上下水道課では、上下水道料金のお支払いに関する相談をお受けしています。期日までに上下水道料金をお支払いいただくことが難しい場合などには、市役所上下水道課までご相談ください。</p> <p>飯山市 上下水道課 0269-62-3111</p>
概要	

	<p><b>【N H K受信料 お近くの窓口にご相談ください】</b>        N H Kでは、受信料のお支払いに関するご相談をお受けする窓口を新たに開設しています。期日までに受信料をお支払いいただくことが難しい場合などには、お近くの放送局の窓口や営業センターまでご相談ください。</p> <p>N H Kの窓口        長野放送局（営業）長野県全域 026-291-5207</p>
お問い合わせ	上記、各所へ

制度の名称	<b>納税の猶予や減免</b>
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>政府の緊急経済対策では税制面の対策も盛り込まれ、納税の猶予や減免なども受けられる場合があります。</p> <p><b>【納税の猶予】</b>        収入が大きく減ったフリーランスを含む個人や法人等は、所得税や消費税などの国税の納付や、固定資産税など地方税の徴収が「1年間 猶予」されます。</p> <p>対象となるのは、ことし2月以降の1か月以上にわたって、収入が、前の年の同じ時期に比べ、20%以上減少するなどした場合です。</p> <p>通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は、特例として、いずれも免除されます。</p> <p><b>【固定資産税の減免】</b>        売り上げの減少が続く中小事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、来年度（令和3年度）の1年分に限って「減免」されます。</p> <p>ことし2月から10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が、前の年の同じ時期に比べ30%以上50%未満の場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ「免除」されます。</p> <p><b>【国民健康保険税の減免】</b>        世帯主が死亡した場合や大幅に収入が減少した世帯の国民健康保険税が、平成31年度第8、9期及び令和2年度全期に限って「減免」されます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯は「全額」、同様に主たる生計維持者の収入が前年の3割以上減少した場合（他にも要件あり）は「全額から10分の2」まで、それぞれ減額されます。</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 税務課 0269-62-3111

制度の名称	<b>後期高齢者医療保険料の減免</b>
支援の種類	猶予・減免
概要	後期高齢者医療広域連合にて現在検討中です。
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111 (内線 153)

制度の名称	<b>国民健康保険一部負担金の猶予及び減免</b>
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少した場合などに、医療機関の窓口で支払う国民健康保険の一部負担金の猶予や減免が受けられる場合があります。</p> <p>【一部負担金の猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下であって、収入状況が回復する見込みがある場合（最長 6 ヶ月）。</li> </ul> <p>【一部負担金の免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下である場合（最長 3 ヶ月）。</li> </ul>
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111 (内線 153,154)

制度の名称	<b>国民年金保険料の減免</b>
支援の種類	猶予・減免
概要	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも収入が著しく減少した場合などに、本人の申告所得等をベースにした手続によって、国民年金保険料の免除等が受けられる場合があります。（5月受付開始を予定）</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務（業務委託契約等を含む。）が失われるなど収入が減少し、令和 2 年 2 月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれること。</li> </ul> <p>【免除期間】</p> <p>令和 2 年 2 月分から 6 月分まで適用（7 月以降は改めて申請が必要です）</p>
お問い合わせ	・飯山市役所 市民環境課 国保年金係 0269-62-3111 (内線 152)

制度の名称	<b>休業手当</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>会社の都合で休業することになった労働者は、正規、非正規を問わず、「休業手当」を受け取ることができます。</p> <p>労働基準法では、会社の都合で労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払わなければならないとされていて、厚生労働省は、平均賃金の全額を支払うことが望ましいとしています。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で休業させられた場合は、会社の都合での休業にあたるのか？ 厚生労働省は、在宅勤務の検討など休業を避けるための努力を尽くしていないケースでは会社の都合とされ、会社側に「休業手当」の支払い義務が生じることがあるとしています。</p> <p>会社が発熱などの症状がある労働者を一律に休ませる措置をとっている場合なども、会社の判断で休業させたとして支払い義務が生じるということです。</p> <p>また、緊急事態宣言が出ている地域で都道府県知事の要請を受けたために、労働者を休業させる場合でも支払い義務が生じるケースがあるとして、労働局や労働基準監督署に相談してほしいとしています。</p> <p>ただし、厚生労働省は、「休業手当」の支払い義務が生じるかどうかに関係なく、労使がよく話し合って労働者の不利益を避けるように努力することが大切だとしています。</p>
お問い合わせ	「休業手当」が受け取れるかについてはそれぞれの勤務先にご確認ください。

制度の名称	<b>飲食店のテイクアウトで「期限付酒類小売業免許」</b>
支援の種類	収入が減った人の中には、飲食店を営む方もいる方もいると思います。店内で飲食する人が減る中、テイクアウトのサービスを始めたものの、酒を販売する免許のない店を支援するため、国税庁は期限付きの酒の小売業免許を新たに設けました。
概要	<p><b>【6ヶ月限定で酒販売の免許】</b></p> <p>新たに設けられた「期限付酒類小売業免許」の対象となる店は、新型コロナウイルスの影響を受け酒の販売で資金を確保する必要がある飲食店で、営業時間などについて自治体の要請に従うことが条件です。</p> <p>この免許があれば在庫で抱える酒や従来の取引先から仕入れる酒をテイクアウトで販売したり近隣に宅配したりできます。</p> <p>免許の期間は6ヶ月で、申請の期限は6月30日までとなっています。</p> <p><b>【できるだけ速やかに審査】</b></p> <p>審査に必要な書類は、申請書、店の見取り図と地図、住民票や法人登記のコピーなどで、国税庁はその他の書類は免許の発行後に受け付けるなど、速やかな免許の発行に努めたいとしています。</p>
お問い合わせ	申請の受け付けは飲食店が所在する地域を管轄する税務署です。 ・信濃中野税務署 0269-22-3151

## ●子どもが休校で働けないとき

制度の名称	学校等休業助成金・支援金
支援の種類	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休校で、仕事を休まざるを得なくなった保護者ために、休みの間の給与を助成金や支援金で支える制度があります。  【雇用されている人は】 小学校や幼稚園、保育所などの臨時休校で子どもの面倒を見るために仕事を休まざるを得なくなった保護者が、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得した場合、日額 8330 円を上限に勤務先の会社を助成する厚生労働省の制度があります。  制度を利用するには保護者が会社に申し出て、会社側から申請書を出すことになっています。  概要 【個人事業主の人は】 また、フリーランスで働く保護者には、一定の条件を満たした場合、日額 4100 円の支援金を受けられる制度があります。  この制度の申請は保護者自身が行うことになっていて、申請書は厚生労働省のホームページから印刷できます。  どちらの制度でも、申請書の提出先は「学校等休業助成金・支援金受付センター」で、配達記録の残る郵送方法で休業日数などを記した必要書類とともに提出します。  申請期間はいずれもこし 6月末までとなっています。
お問い合わせ	制度について詳しく確認したい方は土日・祝日を含めて毎日午前 9 時から午後 9 時まで、「学校等休業助成金・支援金相談コールセンター」で受け付けています。  学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999

## ●親の収入が激減し学費や仕送りが不安

制度の名称	<b>修学支援新制度</b>
支援の種類	
概要	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。</p> <p>【申請に必要なものは】 家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定していて、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体が実施する公的支援の受給証明書などが必要です。</p> <p>【申請はいつでも可能】 申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類をそろえて提出します。</p> <p>奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。</p> <p>このほか、貸与型の奨学金もあります。</p>
お問い合わせ	<p>問い合わせは各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。</p> <p>日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301</p>

制度の名称	<b>小中学校児童生徒就学援助制度</b>
支援の種類	給付
概要	<p>新型コロナウイルス感染症対策の営業の自粛等により、家計が急変したご家庭の小中学生のお子さんの就学費用を支援する制度があります。</p> <p>既存の「要保護児童生徒就学援助制度」の中で、今回の感染症対策により支援が必要となった保護者の方への対応を予定しています。</p> <p>まずは、市役所子ども育成課へご相談ください。</p>
お問い合わせ	飯山市役所 教育委員会事務局 子ども育成課 学校教育係 Tel:0269-62-3111

## ●住宅支援

制度の名称	<b>市営住宅への一時入居</b>
支援の種類	<p>飯山市に居住している方で、新型コロナウイルスの感染拡大のため、民間賃貸住宅、社員寮及び社宅等から解雇等により退去を余儀なくされた方に、一時的に市営住宅を貸し出すことができます。</p> <p><b>【対象者】</b> 現在、飯山市内に居住している方で、次のいずれかに該当する方            ① 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされる方                確認書類・・・解雇通知、寮・社宅からの退去通知等            ② 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方                確認書類・・・解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等            ③ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方                確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書等</p> <p><b>【入居期間】</b> 入居許可日から 1 年間とする</p> <p><b>【入居家賃】</b> 条例で定める家賃最低額</p> <p><b>【連帯保証人】</b> 必要としない</p>
概要	<p>詳しくは下記までお問い合わせください。            飯山市役所 移住定住推進課 住宅係            62-3111(内線251・252)</p>
お問い合わせ	

制度の名称	<b>市営住宅の家賃減免</b>
支援の種類	<p>市営住宅にお住まいで、新型コロナウイルスの感染拡大のため、解雇等により家賃負担が厳しくなり、住宅確保給付金の対象にならない方は、家賃の減免ができる場合があります。</p> <p><b>【対象者】</b> 現在、市営住宅に居住している方で、解雇等により離職したことで現在の家賃を支払い住み続けることが困難になった方                確認書類・・・解雇通知、失業等給付の申請書等(離職理由等)</p> <p><b>【減免額】</b> 家賃の 40%を減額する。ただし、家賃が 1 万円未満のものは行わない。</p> <p><b>【減免期間】</b> 許可日の属する月から 3 ヶ月とする。なお、その間に新たに就職した場合は、以後減免を行わないものとする。その間に就職先が決まらない場合は、以後同様に 3 ヶ月許可の延長ができるが、最長 1 年間とする。</p>
概要	
お問い合わせ	<p>詳しくは下記までお問い合わせください。            飯山市役所 移住定住推進課 住宅係 0269-62-3111(内線 251・252)</p>

制度の名称	<b>住居確保給付金</b>
支援の種類	給付
概要	<p>休業や失業などで収入が減り、家賃が払えない人には、国や自治体が家賃（上限あり）を大家へ直接支払う「住居確保給付金」という制度があります。</p> <p>【休業による収入減少も対象に】</p> <p>これまで離職や廃業で仕事を失ってから2年以内の人が対象でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業などで収入が減った人も対象になり、4月20日から受け付けが始まりました。</p> <p>世帯の生計を主に支えていた人が、失業、又は収入が減ったことにより対象となり、給付は、原則3か月間です。なお、状況が変わらない場合は相談支援を受けながら、延長・再延長することがあります。</p> <p>世帯収入と預貯金に一定の基準が設けられていますので、お問い合わせください。</p> <p>申請には、次の書類や資料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証などの本人確認ができる書類</li> <li>失業中または収入が減ったことが分かる書類の写し</li> <li>世帯収入や預貯金が確認できる資料など</li> </ul>
お問い合わせ	飯山市生活就労支援センター　まいさぽ飯山（飯山市福祉センター内） 電話 0269-67-0269

## ●事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

### ●相談窓口

制度の名称	<b>新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口（事業者向け）</b>
支援の種類	相談窓口
概要	<p>新型コロナウイルスの流行が原因で、経営に影響を受けるか、その恐れのある中小企業・小規模事業者を対象とした「経営相談窓口」を飯山商工会議所と共同設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 開設場所 飯山商工会議所内</li> <li>2 開設期間 令和2年3月5日（木）から（当分の間）</li> <li>3 相談時間等 月曜日から金曜日（祝日を除く）午前9時から午後5時</li> </ul>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-62-3111

### ●資金繰り支援（飯山市）

制度の名称	<b>飯山市制度資金融資（新型コロナウイルス感染症対策・運転資金）</b>
支援の種類	融資（貸付）・利子補給・信用保証料補助
概要	<p>【融資（貸付）対象者】          中小企業者（小規模事業者含む）で次のいずれかに該当する方          ①セーフティーネット保証制度4号または5号に該当する方          ②危機管理保証に該当する方</p> <p>※セーフティーネット保証4号          売上高が前年同月比▲20%以上減少、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期比で20%以上減少が見込まれる場合（全都道府県対象）</p> <p>※セーフティーネット保証5号          売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合（指定業種（738業種）対象）</p> <p>※危機関連保証          売上高が前年同月比▲15%以上減少、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期比で15%以上減少が見込まれる場合</p> <p>【あっせん期間】          令和2年4月22日～令和3年3月31日】</p> <p>【融資（貸付）限度額】          2,000万円以内</p> <p>【貸付期間】          7年間（うち据置1年以内）</p> <p>【貸付利率及び利子補給】          ①貸付利率：年1.0%          ②利子補給率：年1.0%          ③利子補給期間：2年間</p> <p>【信用保証料の補助】          補助率：100%</p>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162 飯山市役所 経済部 商工観光課 0269-62-3111

### ●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	<b>経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）</b>
支援の種類	融資（貸付）・信用保証料補助
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が前年同月比 15%以上減少した中小企業者等</p> <p>【融資（貸付）限度額】 設備資金：6,000 万円 運転資金：8,000 万円</p> <p>【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 2 年） 運転資金：7 年以内（うち据置 2 年）</p> <p>【貸付利率】 年 0.8%</p> <p>【信用保証料】 セーフティーネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市の補助により自己負担なし</p>
お問い合わせ	長野県北信地域振興局商工観光課 0269-23-0219 飯山商工会議所 0269-62-2162

### ●資金繰り支援（長野県）

制度の名称	<b>長野県新型コロナウイルス感染症対応資金（創設予定：補正予算成立後）</b>
支援の種類	融資（貸付）・利子補給
概要	※創設予定 一定の要件を満たす方については、3 年間実質無利子となる予定です。
お問い合わせ	長野県北信地域振興局商工観光課 0269-23-0219

### ●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

制度の名称	<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b>
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方等。</p> <p>【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円 運転資金：中小事業 3 億円・国民事業 6,000 万円</p> <p>【担保】 無担保</p> <p>【貸付期間】 設備資金：20 年以内（うち据置 5 年以内） 運転資金：15 年以内（うち据置 5 年以内）</p> <p>【貸付利率】※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 中小事業：1.11% → 0.21% 国民事業：1.36% → 0.46%</p> <p>【利下げ限度額】 中小事業：1 億円 国民事業：3,000 万円</p> <p>【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）</p>
お問い合わせ	日本公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

制度の名称	<b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b>
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少し、商工会議所の経営指導員による経営指導を 6 か月以上受けた小規模事業者。 【融資（貸付）限度額（別枠）】 設備・運転資金：1,000 万円 【貸付期間】 設備資金：10 年以内（うち据置 4 年以内） 運転資金：7 年以内（うち据置 3 年以内） 【貸付利率】※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 1.21% → 0.31% 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）</p>
お問い合わせ	飯山商工会議所 0269-62-2162

### ●資金繰り支援（商工中金）

制度の名称	<b>危機対応融資</b>
支援の種類	融資（貸付）
概要	<p>【融資（貸付）対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたし、最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少した方等。 【融資（貸付）限度額】 運転・設備資金：3 億円 【担保】 無担保 【貸付期間】 設備資金：20 年以内（うち据置 5 年以内） 運転資金：15 年以内（うち据置 5 年以内） 【貸付利率】※当初 3 年間は「基準金利-0.9%」4 年目以降は基準金利 1.11% → 0.21% 【利下げ限度額】 1 億円 【利子補給】 「特別利子補給制度」を併用することで実質無利子（3 年間）</p>
お問い合わせ	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

## ●給付金（飯山市）

制度の名称	<b>飯山市宿泊事業者等事業継続支援特別事業</b>
支援の種類	給付金
概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化する市内の宿泊事業者及び飲食事業者の事業継続を支援するため、給付金を交付します。</p> <p>【給付対象者】 市内に施設及び法人を設置（個人の場合は市内に住民登録）し、宿泊業又は飲食業を営む中小企業者または小規模企業者で次のいずれにも該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①売上高が令和2年1月から令和2年12月までの間に前年同月比で50%以上減少した月があること。</li> <li>②暴力団員でないこと。</li> <li>③市税等を滞納していないこと。</li> </ul> <p>【給付金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①宿泊事業者：30万円</li> <li>②飲食事業者：20万円</li> </ul>
お問い合わせ	<p>令和2年4月22日（水）～4月30日（木）：飯山市役所経済部商工観光課 0269-62-3111</p> <p>令和2年5月1日（金）～5月6日（水）：飯山商工会議所 0269-62-2162</p> <p>令和2年5月7日（木）～ : 飯山市役所経済部商工観光課 0269-62-3111</p>

## ●雇用維持

制度の名称	<b>雇用調整助成金</b>																			
支援の種類	助成金																			
概要	<p>●業績が悪化した企業が従業員を休ませた際に支給される助成金があります。 企業は、従業員に休業手当（賃金の60%以上）を払う義務がありますが、この分を助成金で補うことで解雇しないように促すものです。</p> <p>雇用調整助成金の拡充</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>通常</td> <td>4月1日～6月30日 (緊急対応期間)</td> </tr> <tr> <td>助成先</td> <td>直近3か月の売り上げが10%以上低下した企業</td> <td>直近1か月の売り上げが5%以上低下した企業</td> </tr> <tr> <td>対象従業員</td> <td>雇用保険に6か月以上加入している人のみ</td> <td>新入社員や短時間労働者を含むすべての従業員</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>中小企業 2/3</td> <td>中小企業 4/5 (解雇しなければ 9/10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大企業 1/2</td> <td>大企業 2/3 (解雇しなければ 3/4)</td> </tr> <tr> <td>営業時間短縮</td> <td>全従業員が一斉に短縮した場合のみ適用</td> <td>部門や店舗ごとの短縮にも適用</td> </tr> </table>			通常	4月1日～6月30日 (緊急対応期間)	助成先	直近3か月の売り上げが10%以上低下した企業	直近1か月の売り上げが5%以上低下した企業	対象従業員	雇用保険に6か月以上加入している人のみ	新入社員や短時間労働者を含むすべての従業員	助成率	中小企業 2/3	中小企業 4/5 (解雇しなければ 9/10)		大企業 1/2	大企業 2/3 (解雇しなければ 3/4)	営業時間短縮	全従業員が一斉に短縮した場合のみ適用	部門や店舗ごとの短縮にも適用
	通常	4月1日～6月30日 (緊急対応期間)																		
助成先	直近3か月の売り上げが10%以上低下した企業	直近1か月の売り上げが5%以上低下した企業																		
対象従業員	雇用保険に6か月以上加入している人のみ	新入社員や短時間労働者を含むすべての従業員																		
助成率	中小企業 2/3	中小企業 4/5 (解雇しなければ 9/10)																		
	大企業 1/2	大企業 2/3 (解雇しなければ 3/4)																		
営業時間短縮	全従業員が一斉に短縮した場合のみ適用	部門や店舗ごとの短縮にも適用																		
お問い合わせ	<p>長野労働局 026-223-0551 又はハローワーク飯山（飯山公共職業安定所） 0269-62-8609 またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 0120-60-3999 (受付時間 9:00～21:00 (土日・祝日含む))</p>																			

## ※市民の方向け相談窓口

相談窓口名	組織・団体名	電話番号等	対応時間	主な相談内容等
<b>国の相談窓口</b>				
特別労働相談窓口	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）についての問い合わせ、また、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の新たな特例についての相談を受け付けます。 ※制度の概要が国より公表されていますが、詳細については今後公表予定です。
	長野労働基準監督署	026-223-6310	平日8時 30分 ～午後5 時15分	コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、休暇制度に関する労働相談を受け付けます。
	長野労働局 雇用環境・均等室	026-223-0551	平日8時 30分 ～午後5 時15分	
聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	厚生労働省	03-3595-2756 (FAX) corona- 2020@mhlw.go.jp (メール)	午前9時 ～午後9 時	聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記FAX・メールアドレスをご利用いただくか、全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。
<b>長野県の相談窓口</b>				
一般の相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-235-7277 026-235-7278	24時間	新型コロナウイルス感染症に関する一般相談を受け付けます。
発熱などの症状がある方の窓口	長野県北信保健福祉事務所	0269-62-6104	24時間	新型コロナウイルス感染症に関する「有症状者相談窓口」を設置し、相談を受け付けます。

外国人向け相談窓口	NAGANO多言語 (たげんご) コールセンター	0120-691-792	24時間	新型コロナウイルスに関して主に外国人を対象（17言語対応）に相談を受け付けます。 <相談（そうだん）のしかた> (1) 0120-691-792に電話（でんわ）する。 通訳（つうやく）の会社（かいしゃ）にかかります。24時間（じかん）17言語（げんご）で相談（そうだん）できます。 (2) 相談専用（そうだんせんよう）の電話番号（でんわばんごう）026-235-7277につないでもらうよう話（はな）す。 (3) 通訳（つうやく）してもらいながら、保健師（ほけんし）などの専門（せんもん）の職員（しょくいん）に相談（そうだん）できます。
聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口	長野県 保健・疾病対策課	026-403-0320 (FAX)	24時間	聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は左記FAX番号をご利用ください。
こころの相談窓口	長野県精神保健福祉センター	026-227-1810	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談を、精神保健福祉センターでお受けしています。 対応に従事する医療関係者など、支援者も含めどなたでも相談できます。
社会福祉施設等・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口	長野県北信保健福祉事務所福祉課	0269-62-3604	平日8時30分～午後5時15分	新型コロナウイルス感染症に係る事業所の運営に関するご相談等をお受けします。社会福祉施設等を利用されている方やご家族の方も相談できます。
人権相談	長野県人権啓発センター	026-274-3232	午前8時30分	人権に関する相談全般を受け付けます。

	(人権相談専用)		～午後5時00分 (休館月曜日)	
みんなの人権110番 (全国共通)	0570-003-110	平日8時30分 ～午後5時15分	人権に関する相談全般を受け付けます。	
子どもの人権110番 (全国共通)	0120-007-110	平日8時30分 ～午後5時15分	子どもの人権に関する相談全般を受け付けます。	
外国語人権相談ダ イヤル (全国共通)	0570-090-911	平日9時 ～午後5時	日本語を自由に話すことができない方からの人権相談全般を受け付けます。	

#### 飯山市の相談窓口

飯山市立公立学校 に関する相談窓口	飯山市教育委員会 子ども育成課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	飯山市立小中学校の休校に伴う、児童生徒の心配事等の相談を受け付けます。
区長会及び公民館 に関する相談窓口	飯山市役所庶務課 飯山市公民館 地区活性化センター	0269-62-3111 0269-62-3342	平日8時30分 ～午後5時15分	新型コロナウイルス感染拡大予防に向け、自治・公民館活動（会議・行事の実施など）の実施方法などについての相談を受け付けます。
飯山市消費生活セ ンター	飯山市役所 市民環境課 (飯山市消費生活 センター)	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時	新型コロナウイルス感染に便乗した、悪質商法に関する相談を受け付けます。
納税に関する相談	飯山市役所 税務課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、市税・国民健康保険税の納税が出来ない場合の納税相談を受け付けます。
介護保険料に関す る相談	飯山市役所 保健福祉課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、介護保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
後期高齢者医療保 険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-62-3111	平日8時30分	営業収入等が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が出来ない場

			～午後5時15分	合の納付相談を受け付けます。
国民年金保険料に関する相談	飯山市役所 市民環境課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、国民年金保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。
上下水道料金に関する相談	飯山市役所 上下水道課	0269-62-3111	平日8時30分 ～午後5時15分	営業収入等が減少し、水道料金、下水道使用料の納付が困難な場合の納付相談を受け付けます。